

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いしずえ会の定款第9条及び第23条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、役員及び評議員の職務執行の対価として支払われる報酬及び職務執行に伴い発生する交通費をいう。

(報酬総額)

第3条 各年度の報酬総額は、下記のとおりとする。

(1) 評議員 30万円 (定款第9条)

(2) 役員 30万円

(報酬等の支給基準)

第4条 役員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬及び別表2による交通費を支給する。ただし、本法人の職員である理事に対しては、報酬等を支給しない。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、前項と同様に報酬等を支給する。

3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第1項と同様に報酬等を支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 報酬

名 称	報 酬
理 事 会	1回 5,000円
評議員会	

別表2 交通費

区 分	交 通 費
自家用車	1kmあたり30円
有料道路料金	実費
公共交通機関	実費

※ 自家用車の交通費は、自宅からの往復距離により支給